

鳥取県告示第 916 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年12月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 2 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成19年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アザレア文化フォーラム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
金澤 瑞子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市住吉町77-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県民に対して、芸術文化に関する事業を行い、地域文化の振興に寄与することを目的とする。